

教育福祉産業常任委員会会議録

教育福祉産業常任委員会会議録.....	0
【開会】	2
【議案第 13 号】 矢板市手話言語条例の制定について	2
【議案第 22 号】 矢板市妊産婦医療費助成に関する条例の一部改正について	3
【議案第 28 号】 財産の取得について（追認）	4
【議案第 29 号】 財産の取得について（追認）	5
【議案第 30 号】 財産の取得について	6
【委員長報告】	7
【閉会】	7

1 日 時

令和 8 年 3 月 5 日（木）午後 4 時 1 3 分～午後 4 時 3 5 分

2 場 所

第二委員会室

3 出席委員（7名）

委員長 神谷 靖

副委員長 榊真衣子

委 員 掛下法示、櫻井恵二、高瀬由子、小林勇治、伊藤幹夫

4 欠席委員

なし

5 説明員（8名）

(1) 健康福祉部（1人）高橋 理子

②子育て支援担当 前野 路代

(2) 社会福祉課（2人）

(4) 教育総務課（3人）

①社会福祉課長 加藤 清美

①教育総務課長 佐藤 裕司

②障がい福祉担当 岡 信乃

②管理担当 前野 秀明

(3) こども課（2人）

③学校教育担当 菊地 明子

①こども課長 斎藤 敦子

6 担当書記

星 哲也 手塚 紀寿

7 付議事件

【議案第 13 号】 矢板市手話言語条例の制定について

【議案第 22 号】 矢板市妊産婦医療費助成に関する条例の一部改正について

【議案第 28 号】 財産の取得について（追認）

【議案第 29 号】 財産の取得について（追認）

【議案第 30 号】 財産の取得について

【開会】

○委員長（神谷 靖） ただいま出席している委員は7名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、教育福祉産業常任委員会を開会する。 (16:13)

これより議事に入る。この委員会に付託された案件は、議案第13号、議案第22号、議案第28号から議案第30号までの5件である。

なお、説明に当たり執行部には簡潔な御説明をお願いする。

【議案第13号】 矢板市手話言語条例の制定について

○委員長 議案第13号を議題とする。

○社会福祉課長（加藤清美）

（「議案書」3～6ページにより説明）

○委員長 これより議案第13号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○委員長 委員長を交代する。暫時休憩する。 (16:16)

○榊副委員長 委員長を交代した。休憩前に引き続き会議を再開する。 (16:16)

（委員長質疑）

○神谷委員 周辺市で同じような条例において、DXの対応をこの条例に盛り込んでいる自治体もあるようだ。今後そういったDX・ICTへの対応について考えはあるか。宇都宮市などはそういうところまで踏み込んでいるようですが。

○社会福祉課長 情報発信のDX化という形になると思うが、今現在はタブレットを使って遠隔で手話通訳をしていただくという取組を実施している状況。その他の新たな取組については、計画を策定してから、地域自立支援協議会（障害者の施設関係の方や専門知識のある方が集まっていただく会議）の中で検討し、取り入れられ

るものについては取り入れていきたいと考えている。

○榊副委員長 委員長を交代する。暫時休憩する。 (16 : 21)

○委員長 委員長を交代した。休憩前に引き続き会議を再開する。 (16 : 21)

○委員長 ほかに質疑はあるか。なければ質疑を終了する。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 13 号は原案のとおり決定することに御異議ないか。

(異議なし)

○委員長 御異議なしと認める。したがって議案第 13 号は原案のとおり可決された。

【議案第 22 号】 矢板市妊産婦医療費助成に関する条例の一部改正について

○委員長 次に、議案第 22 号を議題とする。

○こども課長 (斎藤敦子)

(「議案書」86～90 ページにより説明)

○委員長 これより議案第 22 号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 22 号は原案のとおり決定することに御異議ないか。

(異議なし)

○委員長 御異議なしと認める。したがって議案第 22 号は原案のとおり可決された。

【議案第 28 号】財産の取得について(追認)

○委員長 次に、議案第 28 号を議題とする。

○教育総務課長(佐藤裕司)

(「議案書」98 ページにより説明)

○委員長 これより議案第 28 号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○委員長 委員長を交代する。暫時休憩する。(16:25)

○榊副委員長 委員長を交代した。休憩前に引き続き会議を再開する。(16:25)

(委員長質疑)

○神谷委員 児童生徒学習用大型提示装置一式とはどのようなものか。

○教育総務課長 各教室等に配置されている大型のテレビである。こちらは全部で 202 台導入している。各教室の他、特別教室などにも設置されている。

○榊副委員長 委員長を交代する。暫時休憩する。(16:27)

○委員長 委員長を交代した。休憩前に引き続き会議を再開する。(16:27)

○委員長 ほかに質疑はあるか。なければ質疑を終了する。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 28 号は原案のとおり決定することに御異議ないか。

(異議なし)

○委員長 御異議なしと認める。したがって議案第 28 号は原案のとおり可決された。

【議案第 29 号】財産の取得について（追認）

○委員長 次に、議案第 29 号を議題とする。

○教育総務課長

(「議案書」99 ページにより説明)

○委員長 これより議案第 29 号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○櫻井委員 3 億 1,000 万円ということだが、どういうものか。

○教育総務課長 小中学校の特別教室、いわゆる通常の教室でなく、例えば理科室や音楽室といった特別教室などに設置したエアコンであり、台数はちょうど 100 台である。

○掛下委員 100 台ということで、矢板市内の全ての小・中学校の特別教室に設置されているのか。

○教育総務課長 小学校が 55 台、中学校が 45 台、計 100 台である。小学校については、矢板小学校が 15 台、泉小学校が 7 台、片岡小学校が 13 台であり、その他、矢板市に所有権が移転していない空調設備として、東小学校が 10 台、乙畑小学校が 8 台、安沢小学校が 2 台となっている。中学校については、矢板中学校が 27 台、片岡中学校が 18 台で、合計 100 台である。

○委員長 ほかに質疑はあるか。なければ質疑を終了する。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 これより採決する。議案第 29 号は原案のとおり決定することに御異議ないか。

(異議なし)

○委員長 御異議なしと認める。したがって議案第 29 号は原案のとおり可決された。

【議案第 30 号】財産の取得について

○委員長 次に、議案第 30 号を議題とする。

○教育総務課長

(「議案書」100 ページにより説明)

○委員長 これより議案第 30 号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○掛下委員 確認だが、こういった設備については国からの補助金はないのか。

○教育総務課長 今回リースでの導入となる。リースでなく買い取りという形にすれば補助はある。しかし、ここが大事な部分であるが、補助を受けるための要件として、断熱のためのさまざまな工事が必要になる。これが単費で必要になるため、費用対効果をきちんと精査した結果、買い取りよりもリース方式の方が優位であるという判断をした。したがって補助金はない。

○委員長 ほかに質疑はあるか。なければ質疑を終了する。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 30 号は原案のとおり決定することに御異議ないか。

(異議なし)

○委員長 御異議なしと認める。したがって議案第 30 号は原案のとおり可決された。

【委員長報告】

○委員長 以上でこの委員会に審議を付託された案件は終了したが、委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは私に一任願う。

【閉会】

○委員長 以上で教育福祉産業常任委員会を閉会する。

(16 : 35)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和8年3月 日

教育福祉産業常任委員会委員長